福岡　道生	平14. 11. 20	健康保険組合連合会顧問	社団法人日本経済団体連合会参与
			財団法人産業雇用安定センター会長
			健康保険組合連合会会長
			中央労働委員会委員
橋本　　章	平14. 11. 20	日本通運株式会社特別参与	日通商事株式会社代表取締役社長
		社会福祉法人賛育会理事長	中央労働委員会委員
徳永　哲男	平16. 11. 16	久光製薬株式会社監査役	旭化成株式会社取締役副社長
			企業年金連合会理事長
			中央労働委員会委員
加藤　丈夫	平16. 11. 16		富士電機株式会社取締役会長
			中央労働委員会委員
藤口　聡史	平18. 11. 22	昭和電工株式会社特別顧問	昭和電工株式会社取締役
		中央労働委員会委員	
安堂　　誠	平18. 11. 22	中央労働委員会委員	王子製紙株式会社常務取締役人事本部長
牛込　昭洋	平18. 11. 22	株式会社メトロアドエージェンシー取締役相談役	株式会社メトロアドエージェンシー代表取締役社長
		中央労働委員会委員	帝都高速度交通営団理事
宗岡広太郎	平20. 11. 26	株式会社日立製作所名誉顧問	株式会社日立製作所特命顧問
			中央労働委員会委員
島野　佳伸	平20. 11. 26	三菱重工業株式会社顧問	三菱重工株式会社監査役
		中央労働委員会委員	
染森　宣雄	平20. 11. 26	新日本製鐵株式会社顧問	産業振興株式会社監査役
		中央労働委員会委員	
斎尾　親徳	平20. 11. 26	郵便局株式会社取締役副社長	日本郵政公社理事
		中央労働委員会委員	
佐藤　洋子	平20. 11. 26	中央労働委員会委員	財団法人津田塾会常任理事
髙原　　徹	平22. 12. 15	東京レコードマネジメント株式会社取締役社長	日本原子力防護システム株式会社常務取締役総務部長
		中央労働委員会委員	東京電力病院事務部事務長
子原　正明	平22. 12. 15	中央労働委員会委員	日本ＩＢＭ株式会社労務企画部長
石原　正喜	平22. 12. 15	倉敷紡績株式会社常務取締役	倉敷紡績株式会社人事部長兼人材開発部長
		中央労働委員会委員	
大矢　和子	平22. 12. 15	株式会社資生堂顧問	株式会社資生堂常勤監査役
		中央労働委員会委員	日本監査役協会理事
東　　明洋	平23.　2. 16	中央労働委員会事務局長	東京労働局長
杉浦　信平	平23.　8.　3	中央労働委員会事務局次長	国土交通省大臣官房審議官
			国土交通省住宅局担当併任
荒井　和夫	平21.　8.　5	中央労働委員会事務局次長	厚生労働省大臣官房政策評価審議官

公告

謄本事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１９号

長崎県南松浦郡新上五島町相河郷1052番地16、居所宮城県大崎市松山次橋新千刈田150番地　旧松山会館（寮）

債務者　福田　英次

1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第１０８９号

仙台市青葉区東勝山２丁目20番３号

債務者　大森　穂子

1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　覚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号

仙台市宮城野区萩野町１丁目７番地の18　シヤンテ・エム106

債務者　松會　紀彦

1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号

宮城県名取市ゆりが丘２丁目９番地の16

債務者　中江　千恵（旧姓渡部）

1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠塚　功照
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号

富山県高岡市上渡1249番地５ネクステージⅢ202号、前住所大阪府泉佐野市笠松２丁目４番５―102号

債務者　北庄司モータースこと　北庄司幸治

1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９８０号

広島市佐伯区美の里１丁目８番22―317号

債務者　石川　忠雄

1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７９号

広島市中区十日市町１丁目１番６―1103号

債務者　岡崎美智子

1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　誠裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号

京都市西京区桂木ノ下町39番地26

債務者　西浦　　強

1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　誠二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係